

## 講演

## 中国の検察制度

張 培 田

- |                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| はじめに                            | 2 裁判・検察両立の司法体制   |
| 一 現行の検察制度の確立およびそれ<br>に関連する理論と法律 | 3 検察院の抗訴権についての論争 |
| 1 現行検察制度の確立と変化                  | 4 検察官の素質と構成      |
| 2 現行の検察制度に関連する理論                | 5 検察官の管理と保障      |
| 3 検察に関連する法律                     | 6 検察官と腐敗         |
| 二 現行の検察体制についての諸問題               | 7 検察官と人権保護       |
| 1 党の指導と検察権の独立行使                 | 8 検察官に影響するほかの要素  |
|                                 | おわりに             |

## はじめに

皆さん、今日は。私は中国の中央検察官学院から参りました張培田です。今度小口教授と国際交流基金の招聘で、有名な早稲田大学で研究できることになり、うれしく思います。これも小口教授のいろいろな世話のお陰です。どうも有り難うございます。

以前、私は12年間警察官をしていました。1988年から中国政法大学の大学院で法律制度史を専攻しました。中国政法大学は1952年に北平大学法学部、清華大学法学部、燕京大学法学部、輔仁大学法学部などがあわさってきた専門的な大学<sup>(1)</sup>で法学研究と法律教育の方面で優れた大学であります。1992年、私は

---

(1) 1952年、中国はソ連の専門的な人材育成の方法を模倣して、様々な学校の同じ専門の大学院と学部を一つの専門学院と大学に組織した。例えば政治と法律の専門は、北京では北京政法学院として組織され（中国政法大学の前身）、上

卒業してから、最高人民検察院の中央検察官学院で教師になり、主に憲法と司法制度および法律制度史の授業と研究を担当してきました。その間、1993年9月から1994年5月まで、最高人民検察院の貪汚賄賂検察庁（現在、反貪汚賄賂総局と改称する）で8カ月捜査をしたことがあります。

検察制度については、中国は外国と比べて、かなり違います。外国の中国法律研究者で中国の検察制度に興味がある方が多くなってきています。皆さんの中国の検察制度に対する理解・研究の一助となるように、少し話をしてみたいと思います。

## 一 現行の検察制度の確立およびそれに関連する理論と法律

### 1 現行の検察制度の確立と変化

現行の検察制度は1949年に確立しましたが、その後、次のように変化しました。

1951年から1954年にかけて、法院と検察院を並列にすると同時に、憲法で検察院の法律監督の権力を規定しました<sup>(2)</sup>。しかし、1957年からの反右派闘争中に、法律監督の理論と制度は激しく批判され、大部分の検察官、例えば、最高検察院の副検察長と刑事検察庁の長官でさえ、右派とされました<sup>(3)</sup>。1958年、公安、検察、法院の三機関によって、刑事事件についていわゆる三長制が施行されましたが、実際には、公安機関が、検察機関と裁判機関に取って代わったのであります<sup>(4)</sup>。1960年、検察院と法院が一緒に簡素化されることになりました<sup>(5)</sup>。文化大革命時代、各地の検察院が廃止されたため、1975年憲法は公安機

---

海では華東政法学院として組織され、重慶では西南政法学院として組織され、西安では西北政法学院として組織された。

- (2) 「中央政法公報」1954年第9号。また「中国検察制度考論」（以下「考論」と簡略）中国検察出版社1997年131-143頁参照。
- (3) 最高人民検察院編「検察制度参考資料」（第一編）1980年。「人民日報」1957年12月20日及び1958年3月10日社論。また前掲「考論」150-153頁。
- (4) 1958年の大躍進の時期、公安、検察、法院の三機関も案件処理における大躍進の方法——三家合作——を推進した。すなわち公安、検察、法院三機関の連合による案件処理である。具体的な方法としては、公安局長がリーダーとなり検察長と法院院長を率いて「辦案游徼隊」を組織し、犯人を農村に連れていき「政法試験田」を開墾させた。三人の長のうち、公安局長は党委常務委員であって、實際上公安局長をコントロールする面を形成していた。「人民検察」1958年第7期、第11期参照。また前掲「考論」153-158頁。

関が検察の職能に取って代わることを定めました<sup>(6)</sup>。1978年以来、中国共産党は1954年憲法が規定した検察制度を回復し、現在にいたっています。

## 2 現行の検察制度に関連する理論

中国の検察制度に関連する理論については、主に独裁のための道具の理論・法律監督の理論・検察権の独立行使の理論などがあります。

独裁道具については、レーニンのプロレタリアート独裁の思想を受け継ぎ<sup>(7)</sup>、検察院は公安局・法院と同じように階級独裁の性質を持つ機関として、独裁の道具の役割を發揮すべきであると考えられています。そこで、現行憲法の序言に、特にプロレタリアート独裁を維持する原則が掲げられることになりました。

法律監督の理論については、ソ連のスターリンの思想に由来しますが<sup>(8)</sup>、この理論は1957年に批判されました<sup>(9)</sup>。1978年以来現行憲法は法律監督を引き受ける機関は検察院しかないと規定しましたが、法律監督の範囲は刑事および民事の事件についての捜査や調査、訴訟の過程に限られることになりました。法律実施の面については、法律監督は必要ないと考えられました<sup>(10)</sup>。

(5) 前掲「考論」158-160頁。

(6) 「中国司法制度資料選編」1975年憲法。

(7) 「中央政法公報」1950年第18期，第31期，前掲「考論」127-131頁。

(8) レーニンが法律監督を強調した直接的な原因は、中央の地方に対するコントロールを強化することにあった。具体的な内容は、検察機関は総検察長の指導により、独立して法律監督権を行使し、いかなる地方機関の干渉も受けないこと、総検察長は最高ソビエトに対して責任を負い、加盟共和国の検察長は総検察長によって任命され、総検察長に対して責任を負うこと、地方の区、市の検察長は加盟共和国検察長によって任命されるが、総検察長に報告し、承認を得なければならないことなどからなる。「中央政法公報」第18期。

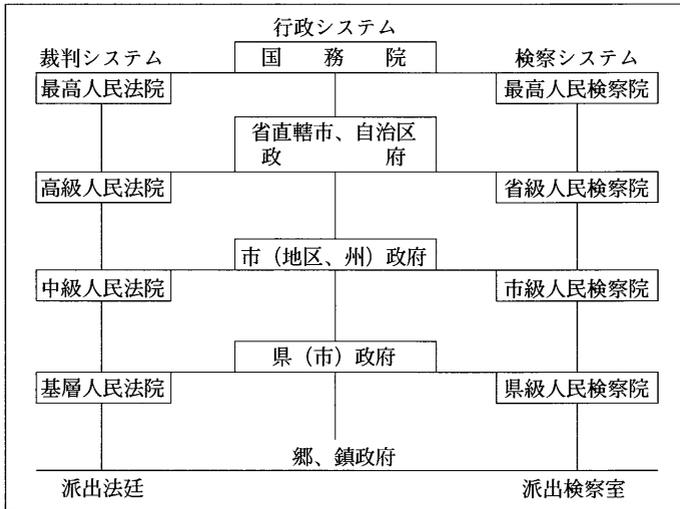
(9) 反右派闘争の時期に検察機関の法律監督が批判された理由は、検察機関の法律監督は独裁の武器の矛先を党と政府に向けるものであると主張されたことにある。これは党と政府が絶対に許すことのできないものであった。「法学」1958年第4期，「政法研究」1958年第3期，「人民検察」1958年第3期参照。前掲「考論」146-147頁。

(10) 検察機関の法律監督については、中共党内と行政スタッフはかなり敏感である。1979年に人民検察院組織法が制定された時、討論と協議を経て最後に以下のようなことが決められた。「検察院の国家機関と国家工作要員についての監督は、刑法に違反し、刑事責任を追及する必要がある案件に限る。一般的な党紀、政紀違反及び刑法に触れない案件については、党の紀律審査部門と政府機関によって処理する」。「彭真文選」人民出版社1991年。

検察権の独立行使については、1951年から1954年にかけて、その独立行使が強調されましたが<sup>(11)</sup>、1957年以來1977年まで、この理論は党の指導に反対するものと見なされ禁止されました<sup>(12)</sup>。1978年以後、独立の検察権行使の理論が普及してきましたが、実際にはそれは党の指導の理論と矛盾し、大きな制限を受けてきました。

### 3 検察に関連する法律

中国では、検察に関連する法律としては、主に憲法・人民検察院組織法・刑法・刑事訴訟法・民事訴訟法などがあります。下図のとおり、中国の検察機関は裁判機関と同じように、司法機関として展開しています。



例えば、憲法は人民検察院が国家の法律監督機関であり、法律により独立して検察権を行使し、行政機関、社会団体および個人の干渉を受けないと規定しております<sup>(13)</sup>。

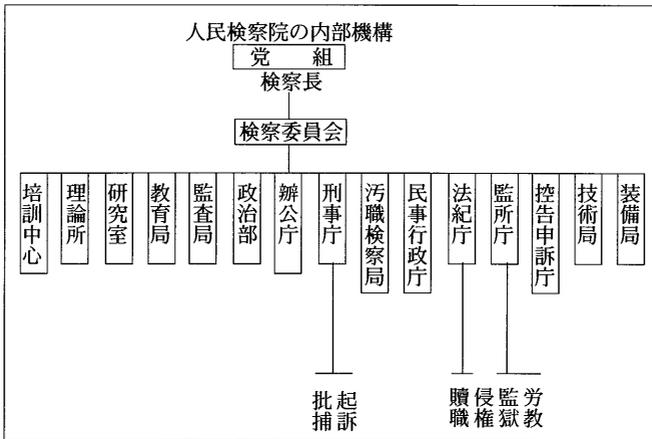
- (11) 前掲「考論」137頁。また「中央政法公報」1954年9月号参照。
- (12) 反右派闘争の時期に検察権の独立行使が批判されたのは、検察機関が特権者として奢り、党の検察機関に対する指導から抜け出そうとしたことにある。「法学」1958年第4期。
- (13) 現行憲法第130条、「学報申訴工作法規手冊」中国大百科全書出版社、1990年、参照。

また人民検察院組織法によって、人民検察院は最高人民検察院、省・自治区・直轄市人民検察院、市或いは州人民検察院、県人民検察院に分かれ、刑事犯罪の捜査・容疑者の逮捕の許可・刑事事件の公訴の提起・刑事及び民事の裁判に対する監督権の行使などが定められております<sup>(14)</sup>。

新刑事訴訟法と新刑法の施行以来、人民検察院は、汚職および国家公務員の絡んだ犯罪事件を、直接捜査する権限を有しております<sup>(15)</sup>。

そのほか、人民検察院は、人民法院の裁判が誤っていると判断すると、人民法院へ抗訴を提起する権限が与えられています<sup>(16)</sup>。

以上の法律によって、中国の人民検察院の内部は、下図のように構成されています。



(14) 「検察業務概論（資料選編）」遼寧人民出版社1989年。前掲「考論」164-170頁参照。

(15) 新刑事訴訟法は検察機関が刑事事件の逮捕、捜査、起訴の許可について責任を負うことを規定している。関係条文として3、5（検察権の独立行使）、8（法律監督）、18（汚職、瀆職、違法な拘留、自白の強要、報復陷害、違法捜査等、国家工作要員が職権を利用して行った重大な犯罪は、検察機関によって直接立案捜査される）の各条がある。新刑法の規定の247、248、251、254、256の各条、第八章382条-396条、第九章397条-419条の犯罪は、検察機関によって直接捜査、起訴される。

(16) 中国の検察機関による抗訴の概念は、小口彦太「中国刑法上の犯罪概念」（奥島孝康・田中成明編『法学の根底にあるもの』有斐閣、1997年、所収）参照。また新刑事訴訟法第181条、185条、205条、「最高人民検察員公報」1996年第一、第二号（総31、32号）参照。

## 二 現行の検察体制についての諸問題

中国法においては、法律規定と実際の司法状態の間の格差がとても大きく、この格差現象が、中国法の研究と評価に、大きな影響をもたらしてきました。現行の検察制度にも、同様の矛盾した現象が存在してきました。具体的には、以下のような問題があります。

1 党の指導と検察権の独立行使の関係においては、実際には大きな矛盾が存在しています。一方では、憲法は検察院が法律に従って、独立して検察権を行使すると規定していますが、他方では、憲法の序言に党の指導をうたっており、実際にも検察院を制限するために、以下の制度を作ってきました。

まず、公安・検察・法院の三機関は、同級の党委員会および政法委員会の指導に服従しなければなりません。この制度は1957年12月に、毛澤東が山東省の青島市で、地方の司法機関と文化教育機関は、みな必ず地方の党委員会の指導に服従しなければならないという指示を發布して以来、形成されたということであり、1978年から1983年にかけて、この制度は廃棄されましたが、1983年7月以来、重大な刑事犯罪に打撃を加えるために、この制度を復活させることにしました。同級の党委員会および政法委員会の指導に服従することは、検察院の活動の最も基本的な原則として、今日までその遵守が要求されてきたと言えましょう<sup>(17)</sup>。

- (17) 党の管理する司法文件は一般には公開できない。1983年7月13日、最高人民検察院は刑事検察庁に「経済犯罪分子の動向に注意し、経済犯罪活動に打撃を加える」という通知を發し、その中で、関係部門が政策、法律を執行する際の意見の不一致については、速やかに党委に報告し、党内で連合し事務を執り行なうことによって解決しなければならないということを要求した（高検二函第8号文件）。当該文件は党中央の量刑に関する法院と検察院の文件に相違のあることに言及しており、そのため最高人民法院と最高人民検察院は連合して1983年8月20日に通達を下して、その中で中共中央弁公庁の〔1982〕28号文件を内部的に運用して判決作成の根拠とすることができるということを強調した（中共中央政法委員会『1983』6号函、『新中国司法解釈大全』中国検察出版社1990年189頁参照）。また中国においては、いかなる機関と個人も必ず党の指導を擁護しなければならない。検察機関が党委の指導に服従する内容は、‘党委の指導にしっかりと従い、自覚的に人大の監督を受け入れる。検察機関は常に党委、人大に報告し指示を仰ぐ。しっかりと着実に党委、人大の検察の作業に関する指示、意見を貫徹する’ことである。張思卿検察長の1995年3月13日、

そのつぎに、重大事件や要人の絡んだ事件について、厳格な報告制度があります<sup>(18)</sup>。この報告制度の内容は、検察院および検察官が重大事件または要人の絡んだ事件を捜査・公訴する前に、まず同級の党委員会および政法委員会へ報告しなければならないというものであります。特に要人の絡んだ事件を捜査するとき、党委員会および政法委員会が、事件の捜査を許可しなければ、検察院は捜査することができません。具体的にいえば、県級幹部の犯罪を捜査するときは、必ず市級の党委員会及び政法委員会へ報告し、市級幹部の犯罪を捜査するときは、必ず省級の党委員会および政法委員会へ報告し、省級幹部の犯罪を捜査するときは、必ず党の中央政治局および中央政法委員会へ報告しなければならないということになっています。

それから、各級の検察院の内部では、党組という組織が存在しているのがあります。この党組とは、共産党が検察院に直接に設立した指導機関で、党が検察院を支配するうえで、極めて役に立っている組織であります<sup>(19)</sup>。検察院の

第八次全国人民代表大会第三回会議上の「最高人民検察院の作業報告」、高検公報1995年第二号（総26号）22-29頁。

- (18) 大要案報告制度の規定は、まずは1983年3月1日施行の「人民検察院が直接受理し、自己捜査する刑事案件の案件処理手続（暫行規定）」に見える。その内容は、県以上の幹部と人民代表、著名人の犯罪を立案し捜査する必要がある場合は、幹部の管理権限と関係法律の規定により、相応の人民検察院が管理権限を有する指導部門の意見を求めた後、審査決定をなし、関係部門の意見と相違した場合は、上級検察院に報告し決定するというものである。同文件36条及び1986年の「人民検察院が直接捜査を受理する刑事案件の処理手続（試行）」の8条と35条も同様の規定をしている（前掲『新中国司法解釈大全』301頁、303頁参照）。さらに、この制度の原則の中には「状況が緊急、あるいは重大な案件の告発情報については、指導部に送ってその審査と承認を仰ぐ。県級以上の幹部の重要案件の情報については、最高検察院の規定にもとづいて、一級上の検察機関に移送もしくは登録（「備案」）しなければならないといったことも含まれる（「最高人民検察院の告発業務強化に関する決定」、『高検公報』1993年第二号（総18号）17-18頁参照）。また「告発業務強化に関する通知」高検察院発字「1993」3号参照。

- (19) 検察院党組に関する文献は、高検察院「中央規律検査委員会第三回全体会議と江沢民総書記の重要講和精神をしっかりと学習し貫徹することに関する通知」、高検発 [1994] 10号参照。高検公報1994年第二号（総22号）5-16頁。また高検察院「検察機関の社会主義精神文明建設を強化することに関する意見」、高検発 [1996] 32号、高検公報1997年第一号（総37号）15-21頁参考。この他高検発 [1994] 32号文件「人民検察院政治工作要綱」の、人民検察院は政

党組は、検察官の人事管理などのような司法行政に関与するだけでなく、刑事事件の捜査と公訴の決定権さえもっています。

2 裁判・検察両立の司法体制から引き起こされる問題があります。中国の場合には、検察院は法院と並立する司法機関で、法院の裁判を監督する職権もっています。この監督は、主に抗訴・法廷の監督および司法解釈などの面に見られます。法院の判決に対する抗訴を提起するほか、最高人民検察院も最高人民法院と同じように、司法解釈の権限を享有しております。それで、具体的な刑事事件を取り扱う時、どちらの司法解釈を執行するかをめぐって問題が出ています。今年の7月に、私は山東省のある市・県へ行き、地方の新刑事訴訟法執行の調査を行いました。地方の検察院は最高人民検察院の司法解釈をわずかしか執行しておらず、法院も最高人民法院の司法解釈を執行していないことが分かりました<sup>(20)</sup>。

なお、開廷するとき、裁判官に敬礼すべきかどうかをめぐって、検察院と法院とで一年間ぐらい論争を繰り広げてきたことがあります。論争の結果、党の中央政法委員会は検察官と弁護士は、法廷が開かれて以後に法廷に入ることを認め、このようにして裁判官に対する敬礼の是非の問題の解決をはかりました。

3 検察院の抗訴についての問題があります。ある人々は、検察院の抗訴が法院の裁判独立に干渉することになると言い、ある人々は、検察院の抗訴が司法の公正を維持できると考えています。私は中国の司法の実際とかけ離れたところで、一概によいか悪いか評価をしようと思いません。今年4月の全国人民代表大会において、人民代表が示した法院と検察院の仕事についての不満は、去年よりもっときびしくなりました。不満の原因は、主に検察院が腐敗を食い止めることができないこと及び法院の裁判の不正によるものであります。私の最高人民法院の同窓生は、1991年から1996年までの五年間、民事裁判と刑事裁判の誤審事件がだいたい1%ぐらいであると述べていますが、最高人民検察院の統計によれば、誤審事件は10%ぐらいであるに違いないと思われま<sup>(21)</sup>。

---

工機構を設置し、院党組の工作機構とし、各級の院党組は政治工作に対する指導を着実に強化しなければならないとの規定（高検発「1994」32号文件）参照。

- (20) 現在の司法解釈の状態は、法院の裁判が司法の核心であるから、法院は最高検察院の司法解釈を執行せず、そのため検察院による最高検の司法解釈は実際上作用していない。

とにかく、1949年から今まで、裁判の誤審事件が少なくないことは、否定できない事実であります。誤審の原因は二つあり、一つは裁判官が自身の腐敗で誤審するケースで、もう一つは裁判官が法律知識と司法経験を具えていないために、誤審するケースであります。裁判官が自身の腐敗で誤審するケースについては、最高人民法院は、今年4月から開始された司法大検査において、すでに一部分の誤審ケースの是正がはかられましたが、裁判官が知識と経験を具えないことについては、今日まで有効な解決がないありさまです。新刑事訴訟法が施行されてから、私はある地方へ行き調査したとき、ある法院の裁判官が開廷する前に、検察官に刑事事件の訴訟証拠全部の書類と資料を、法院へ送り届ける要求をしていたところを見つけました。これは大部分の裁判官が、必要な法律知識と司法経験に欠けているため、起訴状一本主義の裁判方式に対応できていないことを示すものであります。

4 検察官の素質および構成については、いろいろな問題が存在しています。先進国と比べてみると、中国の司法制度の大きな特徴は、大部分の検察官と裁判官が党員から補充されることです。例えば、統計によれば、検察官の中には、党員あるいは共産主義青年団員の身分を持っている人は、80%以上のほります<sup>(22)</sup>。そして、1978年から1996年まで、毎年検察院へ出向する元軍隊幹部も多くなっています。特に1978年から1982年にかけて、軍隊から検察院へ出向した人々は、必要な法律知識と司法経験を持っていなかったにもかかわらず、残念ながら、重要なポジションに就きました。したがって、これらの党員または団員の身分を持っている検察官が、まず党の指示を執行することになるのは当然の義務であります。そのほか、ある軍隊幹部から出向した検察官は、

へ(21) 最高法、最高検統計によれば、1993年の検察の抗訴は2189件、判決の変更は686件、法院の成員の違紀違法は850件であり、その内刑事処罰を受けたものは53人である。1994年の検察の抗訴は2280件、判決の変更は769件、法院の成員の違紀違法は1094件でありその内刑事処罰を受けたものは47人である。1995年以後、両高の統計数値は完全ではない。(両高公報参照)。また1993-1994年、西安市法院系統だけで、14人が規律違反による処罰或いは刑事処罰を受けている(『法制日報』1994年5月5日三版参照)。

(22) 中共中央政法委 [1992] 7号文件によれば、公安、検察、法院等の司法機関は、必ず党員を主体としなければならないことを定めている。また、最高検は、検察の隊伍について、検察官と党員をもって主体とする隊伍であることを強調している。(高検発 [1994] 32号文献、高検公報1997年第一号(総37号) 15-20頁)。

法律知識と司法経験を持っていないだけでなく、軍隊システムの悪習を検察院に持ち込むことになりました。中国の検察官あるいは裁判官は、党の指示と法律とが矛盾する時は、しばしば法律と良心を放棄しなければならないこととなります。1995年7月に検察官法と法官法が施行されてからも、司法官の素質および構成の具合は、やはり好転しておりませんので、将来の中国の司法改革に対して、悪い影響を形成するにちがいないと思われまます。

5 検察官の管理と保障の面で問題があります。中国の検察官システムは、部下が上司の命令に従う検察官一体の管理体制を採用してきましたが、実際には、各地の党委員会と政府が、当地の検察官の人事および財政経費について決定権を持っているので、検察官の司法活動もそれによって当然制限されることとなります<sup>(23)</sup>。例えば、人事の面では、ある県が検察官を任用するにあたり、この県の党委員会の組織部の審査と同意がなければ、県の人民代表大会常務委員会にはパスできないのです。特に検察長を任用するにあたっては、党の組織部の審査のほか、必ず党の常務委員会の批准を得なければなりません<sup>(24)</sup>。これは、一般的規定であります。このほか、検察官の財政経費について、地方の経済状況によって違いますが、地方の県・市の政府の長がこれに対してキャスティングボートを握っていることは事実であるので、検察官の司法活動が地方行政の制限を受けることとなります。

なお、もう一つ、中国の場合には、検察官の保障制度は全然ないといえましよう。例えば、ある県の検察院では、検察官の給料が7ヶ月も遅配になってい

(23) 司法機関の党による人事管理の問題に関し、代表的な文件として中央政法委 [1992] 7号文件参照。また高検発政字 [1992] 16号参照（「最高人民法院院の中紀委・中政委・中組部・人事部・労働部・監察部〈政法工作人員に不適切な者を整理し調整することに関する通知〉をしっかりと貫徹することに関する通知」。高検公報1992年第三号（総15号）27-28頁）。

(24) 党委員会が検察長の人選を決定することについての文件として、「最高人民法院院の鄧小平同志の重要談話精神をしっかりと学習し貫徹することに関する通知」高検発政字 [1992] 8号参照。その文件は以下のように規定している。「有力な措置を取り、検察隊伍建設をより一層強化し、検察人員の政治的な業務の素質を高めるように努力する。検察隊伍建設の重点は、指導グループの建設であり、指導グループの鍵は最高責任者である。1993年、大多数の検察院で改選が予定されており、各地で真剣に、着実に・迅速に党委に協力し検察長の人選の考察作業がしっかりと行われるようにしなければならず（略）、検察権をしっかりとマルクス主義に忠実な人物の手に掌握させなければならない。」（高検公報1992年第三号（総15号）21頁）。

ます。それだけでなく、ある地方の検察院が司法捜査の際に、当地の党または政府の要人を怒らせたので、検察長でさえ、転職あるいは免職になったこともあります。

6 検察官と腐敗についての問題は、みなさんも興味がおありでしょう。周知のように中国の役人の腐敗は今極めてひどく、国民にも知れわたっています。北京市元市長陳希同事件は、その中の典型例であります。1995年に北京市元副市長王寶森が自殺しましたが、本件について、汚職の捜査機関として、北京市検察院と最高検察院は、すでに陳希同の犯罪疑念の証拠を掌握していました。しかし捜査できるようになったのは二年後の今になってであります。これは中国現行の政治体制のせいであります。

中国の場合には、ほとんどあらゆる役人が共産党員または青年団員です。政界の要人も、勿論党の幹部であります。党の幹部の汚職事件を調査しようとすると、まず党の紀律検査委員会が担当するのが、当然であると思われています。党の紀律検査委員会が汚職事件を調査し、もし疑念者の行為が刑法に触れると認めたら、容疑者を検察院に引き渡すこととなりますが、もし疑念者を無罪と認めたら、検察院に引き渡さないことにします。

しかしながら、党の紀律検査委員会は司法機関ではありません。検察院こそ汚職事件を捜査する責任を有する司法機関であります。党の紀律検査委員会が汚職事件を調査した後で、検察院が介入することを認めている制度は、違法というほかありません<sup>(25)</sup>。

7 検察官と人権保護についての問題があります。基本的な人権の考え方について、中国政府と先進国家の間では、大きな違いがありますが、役人がこのようにむやみやたらに汚職を利用して人権を犯すのは、絶対に許されません。中

(25) 中国において、党の紀律検査部門と政府監察部門は合同して作業し、党政人員の腐敗に及ぶ案件について、調査処理する権利を有する。「中共中央紀委・最高人民検察院・監察部による紀検監察機関と検察機関の反腐敗闘争における作業協力強化に関する通知」は以下のように規定している。「紀検監察機関の処理する紀律違反案件のうち、審査を通じて既に刑法に違反していると思われ、刑事責任を追及する必要があるものは、刑事訴訟法の案件管轄の関連規定に基づき、速やかに関係証拠材料（或いはコピー）を相応の検察機関に移送する」。これにより検察機関は紀検監察部門が認定並びに移送した後初めて立案・捜査をすることができるという慣例が事実上形成された（最高人民検察院検察委員会文件〔1993〕31号参照。本文件は高検公報1993年第四号（総20号）26頁に転引されている。

国の法律によって、検察院は直接人権蹂躪の事件を捜査・起訴する責任があります。もっとも、検察院は役人が職権を濫用して、人権を犯す事件を捜査するとき、いつもたいへんな妨害にあいます。例えば、1992年に河南省のある県の警察官が、むやみやたらに職権を使って、無罪の農夫を撲殺しました。当地の検察院はこの事件を捜査し、この警察官の行為が犯罪容疑を構成することを認めたのですけれども、当地の公安局と党の政法委員会の保護によって、その後三年間にわたってこの警察官は、法の網を逃れてのうのうとしていました。1995年、死亡した農夫の両親が国道でひざまずいて、当地の党書記王如珍の車を止めて、大声で冤罪を叫び、直訴をしました。王如珍は自ら指示をして、はじめてこの警察官を起訴し裁判にかけました。勿論、これに類似した事件は、中国には多いのですが、報道に対する審査制度のせいで、報道されないのであります。

以上の例のとおり、公安局だけでなく、検察院や法院、その他の行政機関などでも、人権を侵害する事件が発生しております。残念ながら、役人が人権を侵害する事件の捜査と起訴については、難行することが多く、新刑事訴訟法が施行されてから、検察院の人権を犯す事件の捜査と起訴は少なくなっています。

8 以上のほかに、現在、検察官に関する問題として、以下のような要因もあると思います。一つは、刑事政策の変化の影響であります。例えば、1983年から現在まで、中国は毎年厳打という運動、すなわち厳しく犯罪に打撃を加える運動を展開してきました<sup>(26)</sup>。厳打の期間においては、犯罪容疑者に対して、処罰を嚴重にし、手続きを簡略にし、過程を早くすることが要求されています。そのために、検察院は本来の法律規定を離れて、事件の捜査と起訴をなおざりにすませてしまいがちになります。

もう一つは、社会道德の低下の影響であります。役人の腐敗がひどくなればなるほど、国民はますます役人を信頼しなくなってきていて、社会の人間関係もそれにつれて悪くなっています。中央と地方、上司と部下、同僚の間において、信頼関係がなくなってきております。ですから、今日、誠実な人々は運が悪く、虚偽の人々はかえって運がよいという現象が、極めて普遍的となってい

(26) 厳打運動は1993年以来、集中打撃、専項闘争と通常的な‘厳打’の三種の形式を経てきた。通常的な打撃の重点は、暴力犯罪、逃亡犯罪、暴力団の犯罪及び無頼者犯罪と毒物犯罪である。専項闘争の内容は麻薬の禁止と‘掃黃打非’（わいせつ事業の排除、違法出版の取締り）である。集中打撃は密輸、金融詐欺、及びその他経済秩序を破壊する犯罪である

ます。このような現象の影響を受け、ある検察官の道徳も変化し、違法と汚職を犯してしまいました。例えば、先日、最高検察院の汚職検察総局の局長・副局長が全部転任または免職されたことは、道徳が衰え汚職をはたらいてしまったからであります。

## おわりに

中国の検察制度が以上の問題をかかえているのは、中国社会にずっと民主制度および法治主義が形成されなかったからであります。中国が一党独裁の政治体制を施行したために、先進文明の国で生まれた民主制度・法治主義および司法独立制度が排斥されたのも、当然であると思われます。そもそも一党独裁とは、やはり伝統的に封建専制主義を施行してきたことと密接な関係があるといえるでしょう。例えば、司法の面を分析してみると、封建専制の行政と司法が一つになっていた制度は、現在党の制限制度にかわり、封建司法の奏していた制度は、現在党の大事件と要人事件の許可制度にかわり、封建司法官吏の捐官制度は、現在党による選抜制度にかわりました。この種のことは、たくさんあって、すべて一党独裁の司法状態と封建専制の司法伝統とのつながりを説明できると思います。

とにかく、中国の現在の司法の実際状態と法律の規定には、大きな格差が存在しています。この実際の司法状態は、中国自由市場の経済の発展を妨げています。特に外国投資者にとって、公正な司法と安全な社会秩序が形成されなければ、投資の情熱は低くなってしまふに違いないと思われます。ですから、なんといっても、どんなに困難といっても、中国は司法改革を行わなければなりません。勿論、封建的伝統および現行の政治体制のせいで、中国の司法改革は、とても難しい問題であると思います。